平成２９年（フ）第７０６号
川崎市高津区梶ケ谷４丁目５番地７
債務者　辻　　里美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３２号
川崎市川崎区浜町１丁目７番６号　天城ハウス　202
債務者　仲村　章司
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３３号
川崎市川崎区浜町１丁目７番６号　天城ハウス　202
債務者　仲村　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６２号
川崎市川崎区藤崎４丁目18番22―403号　タウンシップ川崎
債務者　當　めぐみ（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７１号
川崎市幸区下平間214番地１　フロール川崎下平間　１号棟714
債務者　山崎　英雄
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８１号
川崎市高津区末長１丁目３番６号
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８３号
川崎市多摩区登戸500番地２　伊藤荘　205
債務者　高島　祐一
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１７号
川崎市宮前区神木２丁目11番地11　クレストハイム　102
債務者　丸山　直美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３１号
川崎市川崎区小田５丁目15番10―104号　レオパレス21ＲＸ浜川崎第２
債務者　澤田　　剛
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６９号
川崎市高津区新作４丁目７番17号　ＳＳＳ新作第２荘　102Ｃ、住民票上の住所東京都八王子市中野上町２丁目10番１号
債務者　内藤　　薫
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８６号
川崎市高津区新作３丁目19番５―108号
債務者　本田　邦彦
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５号
川崎市川崎区大師駅前１丁目11番９号　コスモマンション　203
債務者　篠原　友希
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９号
川崎市川崎区浜町４丁目13番２号　サントピア野口　203
債務者　笹谷　博志
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０７３号
愛知県東海市東海町７丁目４番６号　ヴィレッタ（201）
債務者　渡邉ちなみ
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９号
愛知県小牧市北外山597番地６　サン　ｆｒｉｅｎｄｓ　Ｍ　202号室、住民票上の住所愛知県小牧市春日寺３丁目148番地２
債務者　林　　茉梨
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１１号
大阪府八尾市竹渕１丁目214番地の１　グランデヴィオラ102号
債務者　米道　慎司
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部